

令和4年度
名張市職員採用候補者試験受験案内

令和4年3月22日
名張市職員選考委員会

名張市職員の採用候補者を決定する選考を次のとおり実施します。

1. (1)採用職種・採用予定人数・受験資格

採用職種	採用予定人数	受験資格
看護師	5名程度	○昭和52年4月2日以降に生まれ、看護師免許を有し、交替勤務が可能で、令和4年10月1日以降に出勤できる人
	10名程度	○昭和52年4月2日以降に生まれ、看護師免許を有し交替勤務が可能な人(令和5年3月31日までに看護師免許取得見込みの人を含む)
薬剤師	3名程度	○6年生大学を卒業し、薬剤師免許を有する人(令和5年3月31日までに6年生大学を卒業見込みで、薬剤師免許取得見込みの人を含む)
作業療法士	1名	○平成2年4月2日以降に生まれ、作業療法士資格を有する人(令和5年3月31日までに作業療法士免許取得見込みの人を含む)
言語聴覚士	1名	○昭和62年4月2日以降に生まれ、言語聴覚士免許を有する人(令和5年3月31日までに言語聴覚士免許取得見込みの人を含む)
臨床工学技士	1名	○平成2年4月2日以降に生まれ、臨床工学技士免許を有し、救急当番日の時間外の緊急呼出に対応できる人(令和5年3月31日までに臨床工学技士免許取得予定の人を含む)
医療ソーシャルワーカー	1名	○令和5年3月31日までに4年生大学を卒業見込みで、令和4年度実施の国家試験により社会福祉士の資格を取得見込みの人

(2)受付期間

採用職種	受付期間
全職種	令和4年4月4日(月)～令和4年4月22日(金)

(3)採用予定日

採用職種	採用予定日
全職種	令和5年4月1日(土) ※今年度内採用の一部職種を除く

《注意事項》

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 名張市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

外国籍の人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。詳しくは、末尾の「外国籍職員の任用に関する基準」を参照してください。

2. 勤務先

名張市立病院

3. 選考の方法・試験日及び場所

(1) 選考の方法 受験申込書による書類審査、作文試験及び面接試験

(2) 試験日時

令和4年5月14日（土曜日）

※ 選考開始時刻については、後日連絡します。

※ 台風や地震等の自然災害等、及び新型コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず中止や日時等を変更する場合があります。

(3) 場所

名張市百合が丘西1番町178番地 名張市立病院

※ 受験申込者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

4. 受験申込手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、名張市立病院事務局 総務企画室で交付します。

また、名張市立病院ホームページから申込書（A4）を出力することもできます。

なお、申込書の他に添付書類（以下（4）の項を参照）の提出が必要です。

(2) 受験申込書の提出先

〒518-0481 名張市百合が丘西1番町178番地

名張市立病院 事務局 名張市職員選考委員会事務局

(3) 受付期間

令和4年4月4日（月）から令和4年4月22日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日・日曜日は除きます。）

郵送による申込は、必ず**特定記録郵便**によることとし、受付最終日（4月22日（金））までの消印有効とします。

(4) 添付書類

受験申込書（上記（1））とともに、次の書類を提出して下さい。

<看護師>

- ① 看護師免許証の写し、又は最終学歴の最近の成績証明書及び卒業見込証明書
- ② 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類
（在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し（両面）、又は在留資格の記載がある住民票の写しなど）

<薬剤師>

- ① 薬剤師免許証の写し、又は最終学歴の最近の成績証明書及び卒業見込証明書
- ② 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類
（在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し（両面）、又は在留資格の記載がある住民票の写しなど）

<作業療法士>

- ① 作業療法士免許証の写し、又は最終学歴の最近の成績証明書及び卒業見込証明書
- ② 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類
（在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し（両面）、又は在留資格の記載がある住民票の写しなど）

<言語聴覚士>

- ① 言語聴覚士免許証の写し、又は最終学歴の最近の成績証明書及び卒業見込証明書
- ② 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類
（在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し（両面）、又は在留資格の記載がある住民票の写しなど）

<臨床工学技士>

- ① 臨床工学技士免許証の写し、又は最終学歴の最近の成績証明書及び卒業見込証明書
- ② 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類
（在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し（両面）、又は在留資格の記載がある住民票の写しなど）

<医療ソーシャルワーカー>

- ① 社会福祉士登録証の写し
- ② エントリーシート【別紙様式1、2】
- ③ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類
（在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し（両面）、又は在留資格の記載がある住民票の写しなど）

(5) 手続き上の注意

- ① 受験申込の記載事項及び提出書類に不備・不足がある場合は返却いたしますが、このために生じた遅延については責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。なお、再提出等の場合を考慮して、受付が開始されましたら早めに申し込みください。
- ② 申込書は、黒のボールペン又は黒のインクで記入してください。
- ③ 応募書類は、一切返却いたしません。また、受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

5. 合格から採用まで

(1) 合否の決定

令和4年6月上旬頃、本人宛に合否を文書で通知いたします。

(2) 採用について

合格者は、職種ごとに作成する「採用候補者名簿」に成績順に登載され、その中から採用者が決定されます。

(3) 採点結果

希望する受験者本人に限り、令和5年3月31日までの間、合否及び試験の採点結果を公表しますので、運転免許証などの身分証明書(写真のあるもの)を持参し、名張市立病院 事務局 名張市職員選考委員会事務局へお越してください。なお、電話・郵便・メール請求のほか、代理人による開示はできません。

(4) その他

受験資格がないこと、又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

また、令和5年3月31日までに該当の資格又は免許を取得できなかった場合は、合格を取り消します。

6. 参考事項 (給与等について)

- ① この試験に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」の規定による給料及び扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。
- ② 令和4年4月現在、職員の初任給は、次のとおりです。

(※職歴及び経験等により加算されます。)

○看護師

3年制卒	200,700円
4年制卒	212,600円

○薬剤師

4年制卒	194,700円
6年制卒	216,800円

○作業療法士

短大・専門学校卒	184,700円
大学卒	194,700円

○言語聴覚士

短大・専門学校卒	184,700円
大学卒	194,700円

○臨床工学技士

短大・専門学校卒	184,700円
大学卒	194,700円

○医療ソーシャルワーカー

高卒	150,600円
短大・専門学校卒	163,100円
大学卒	182,200円

③ 年次有給休暇は、1年につき20日あり、このほか特別休暇等があります。

7. その他

◎この試験に関する問い合わせ先

名張市職員選考委員会事務局（名張市立病院 事務局）

〒518-0481 名張市百合が丘西1番町178番地

電話 0595-61-1100

名張市立病院ホームページ

[https:// nabari-city-hospital.jp/](https://nabari-city-hospital.jp/)

外国籍職員の任用に関する基準

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、名張市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使にあたる職務」とは、次のとおりです。

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他の公権力の行使に該当することとなる職務

2. 公の意思の形成への参画にあたる職務について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、名張市の行政について企画、立案、決定等の政策形成の関与する職であり、原則として専決権限を有する室長以上のライン職及び本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。